

青年部通信

安佐北区のスーパー銭湯にてコロナウイルスによるクラスターが発生して以降、政府の推奨するGoToキャンペーンとは裏腹に、飛び火したクラスターにより県内は戦々恐々とした状況が続いています。

浮かれては居られない状況ですし、何が起きてもおかしくないこの現状を踏まえ、今回は近くにコロナウイルス感染者が出てしまった場合どうしたら良いのかを想定しての対策に目を向けていきましょう。

GoToトラベル事務局

「新型コロナウイルス感染者が発症した際の対応」より抜粋
【チェックアウト後のお客様の感染が確認された場合】

- (1) 事案が発生したことについて事務局に速やかに一報し、その後は、事務局からのヒアリング等に対応する。また、保健所の指導内容等については、逐次、事務局に報告する。
- (2) 宿泊記録等から、そのお客様の滞在した客室、利用した飲食施設のテーブル等を可能な範囲で確認する。
- (3) 感染が確認されたお客様の利用日以降の全宿泊客および当日勤務した従業員全員のリスト(または宿泊カードのコピー)を準備しておく。
- (4) 感染が確認されたお客様が利用した客室の提供を中止する。その部屋が利用中であれば、その部屋を利用しているお客様に別の客室を用意し、移っていただく。
- (5) 保健所に連絡し、対応の指示を仰ぐ。保健所からの連絡・照会によりチェックアウト後のお客様の感染を知った場合は、その場で保健所に対応の指示を仰ぐ。

宿泊旅行者が感染していた場合の対応なので、我々の店舗においては利用者又は保健所等の行政機関から連絡が入る事になるのでしょうか。自身のお店に脳内変換して対応を考えてみて下さい。

一般社団法人日本フードサービス協会のガイドラインより抜粋
【濃厚接触者の確定】

新型コロナウイルス感染症は、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛要請等を行うこととなります。

このため、事業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとる必要があります。

また、クラスター(患者集団)が発生しているおそれがある場合に、確認されたクラスターに関係する施設休業等、必要な対応を要請される場合があります。

【濃厚接触者への対応】

事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間の出勤を停止し、健康観察を実施してください。

濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は風邪などの症状(軽症の場合を含む。)がある場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業者は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

旅館業、飲食業からの抜粋でしたが、同等の対応が必要であると考えられます。

侵入を許すといかに大変か、今一度、店舗の防疫に関して見直す必要に迫られているのかもしれない。

【参考】「濃厚接触者」に該当する範囲

- 感染が疑われる者と同居あるいは長時間接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに感染が疑われる患者を診察、看護や介護していた者
- 感染が疑われる者の飛沫や体液等に直接触れた可能性が高い者
- その他、手で触れること又対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「感染が確定した患者」と接触があった者

出所:新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領(暫定版)

(国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版)

事業所で感染者が発生した又は感染者の利用があった場合の施設の消毒について

基本的には、保健所の指導のもと、事業所が主体となって消毒作業を行っていただくこととなります。消毒作業に必要な資材をご自身で準備の上、実施してください。

と、あるように、保健所は指導のみで消毒作業をしてくれないので、自身で消毒又は業者に実費で依頼しなくてはなりません。業者によっては右の様な証明書を発行してくれたりするようなので、確認して発注して下さい。

消毒作業実施済 証明書

〇〇支店 〇〇株式会社

消毒作業実施日 令和2年 月 日

当社殺菌消毒作業一式
当社による殺菌消毒作業を実施したことをここに証明致します。